

鈴鹿市交通安全計画(案)に対する市議会全員協議会の意見とパブリックコメントに対する 対応について

1 市議会全員協議会(令和 8 年 7 月 14 日(火))

■提案者 10人

■意見数 10件

意見 No.	該当 頁	意見・質問等	考え方	修正等 の対応
1	1	本計画の上位計画が県の計画と聞いているが、県との調整や協議は本計画に記載しないのか。	本計画は県の計画を参酌しており、日頃から協議し、連携をとっています。	無
2	2	目標に対する実績が大幅に未達成の状態である。本計画も前計画を踏襲した内容であるが、新たな対策を打って行かないと計画倒れになるのではないのか。	交通事故の分析結果によると、交通事故の要因が運転者の安全不確認が大半であり、現状として件数の減少には至っていません。今後は、法改正内容の周知と啓発に一層力を入れるとともに、交通事故の減少に向けて検証を行っていきます。	無
3	7、 10	3 歩行者の安全確保や P10(1)の「生活道路等における歩行者等優先の安全・安心な歩行空間の整備」について記載されているが、目標値はあるのか。	歩行者の安全確保については通学路等を中心に地元からの要望や通学路プロジェクトでグリーン帯など順次整備を行っていきます。	無
4	10	「ゾーン 30」に指定されているところは、「ゾーン 30 プラス」に準じた対策を行いますの表現から読み取れるように、今後は計画を進めて行くのか。	「ゾーン 30 プラス」に準じた対策を行う考えから計画を進めていきます。	無
5	10	(1)の①で令和 8 年 9 月から中央線などのない生活道路の法定速度が、30 km/hに引き下げられるが、その場合は全部の対象に標識表示されるのか。	中央線のない生活道路において、30 km/h規制標識のないところについては、新たに標識を設置されることはありません。	無
6	11	通学路交通安全プロジェクトは高校生の場合も考えてもらえるのか。	高校生は通学路交通安全プロジェクトの対象ではないが、危険箇所等については順次整備していきます。	無

7	13	(1)交通安全教育の推進のところで高専や大学生へ向けた交通安全教室はどう考えているのか。	交通安全教室は学校側からの依頼で実施しているのが現状です。今後については、鈴鹿警察署と連携して実施を検討していきます。	無
8	15	④自動車の安全運転の推進が箇条書きになっているが③の自転車の安全利用の推進については、なぜ箇条書きになっていないのか。	③についても箇条書きに修正します。	修正
9	16	外国人に対する交通安全啓発の推進について、関係団体以外にも国別にあるコミュニティに働きかけるべきではないか。	外国人に対しては、市は日本語学校等で交通安全教室を行っています。また、鈴鹿警察署でも企業の外国人に向けて啓発を行っています。今後は、鈴鹿警察署と連携し、外国人のコミュニティへの働きかけを検討していきます。	無
10	16	特定小型原動機付自転車について、市内で見かけることが少ないが、ペダル付電動バイクについても対策を立てる上で台数を現状どのように把握しているのか。	一部の特定小型原動機付自転車やペダル付電動バイクについては、ナンバープレートの交付が必要なことから登録台数を把握しています。	無

2 意見公募手続(パブリックコメント)(令和 8 年 8 月 5 日(水)～令和 8 年 9 月 4 日(金))

■提案者 2 人

■意見数 7 件

意見 No.	該当 頁	意見・質問等	考え方	修正等の 対応
1	7	3 歩行者の安全確保で、道路横断時など運転者の注意を促すため手を上げるハンドサインの徹底を明文化すべきと思う。	P7の3歩行者の安全確保に「道路を横断する際には手を上げて渡る意思を示し、横断歩道を渡ること」に追記いたします。	修正
2	9	8 先進技術の活用推進についてサポカーの普及は急務。現行の自動車にも期限付きで義務化するように中央への働きかけが必要。補助制度についても考慮してほしい。	御意見として承ります。今後の施策の参考にさせていただきます。	無

3	9	7 外国人の交通安全対策の推進について、自転車で道路の右側を走行する外国人が目立つ。日本の交通法規を理解していないと思われるので、交通安全教室の開催が必要である。	P13の(1)交通安全教育の推進の⑤外国人の交通安全教室を記載しています。御意見として承り、自転車の交通ルールの啓発に努めていきます。	無
4	10	(1)生活道路における歩行者等優先の安全・安心な歩行空間の整備について自転車専用道路がほとんど未整備である中で、段差や凹凸が多く走りにくく、危険が伴う。工事の際の配慮で改善につながるので実行してほしい。	御意見として承ります。今後の道路整備時には留意し、検討していきます。 なお、「1道路環境の整備」の箇所を「関係機関と連携して、歩行者・自転車利用者等を優先した道路交通環境の整備を推進します。」に修正しました。	有
5	12	2 交通安全思想の普及徹底において違反者に対する取締を強化し、交通安全意識の普及徹底につなげる。	P17 の 5 道路交通秩序の維持で「交通指導取締り等を行います。」と記載しています。	無
6	17	4 車両の安全性の確保について、事故多発場所の設置ミラーの死角確認や設置調整を行ってほしい。	P11(2)交通安全施設整備の推進で道路反射鏡の設置について掲載しています。また、修繕等については順次行っていきます。	無
7	—	関係部門との連携 交通安全協会などと連携を図る。	交通安全活動については鈴鹿地区交通安全協会等の関係機関団体と連携して活動しています。	無

■ その他 1 件

その他に関しては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。個別の市の考え方は示しておりません。

意見 No.	該当 頁	一般的な意見
1	—	〇〇町の△△に事故が起こる前にカーブミラーを設置してほしい。